

郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月15日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第17号

郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年郡山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を父又は母のいずれか一方が監護する家庭をいう。ただし、児童が父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されている家庭を除く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 父又は母が母又は父の申し立てにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を受けた児童</p> <p>(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を父又は母のいずれか一方が監護する家庭をいう。ただし、児童が父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されている家庭を除く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 父又は母が母又は父の申し立てにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた児童</p> <p>(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。